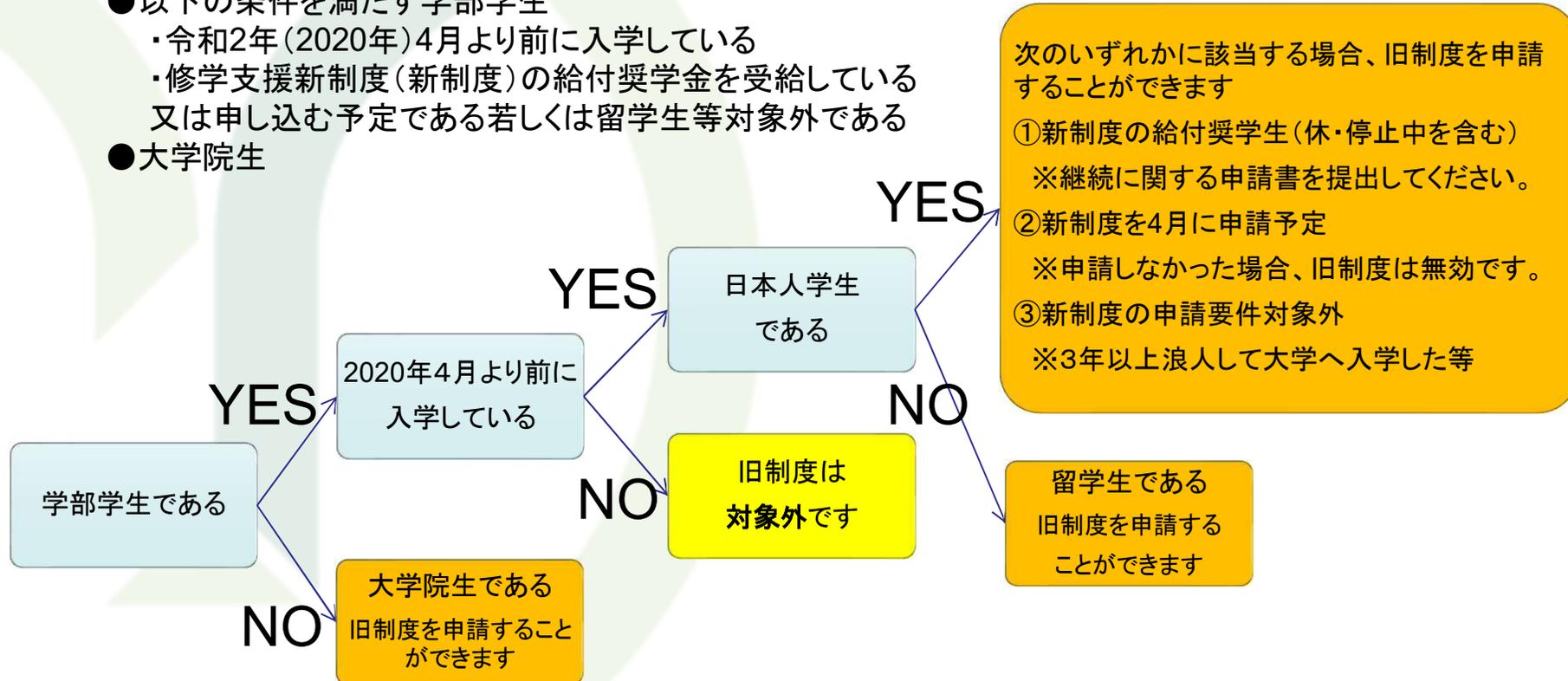




授業料免除申請(旧制度)のポイント ＜大学院新入生用＞

申請対象者

- 以下の条件を満たす学部学生
 - ・令和2年(2020年)4月より前に入学している
 - ・修学支援新制度(新制度)の給付奨学金を受給している
又は申し込む予定である若しくは留学生等対象外である
- 大学院生



日本人学部学生については、修学支援新制度(新制度)を申請することができます。
新制度と旧制度は判定基準が異なるため、新制度で旧制度の基準よりも免除額が減少してしまう事を防ぐための救済措置として旧制度を行うため、**旧制度のみを申請する事はできません。**

注意点

- 10月に新制度を申請し、不採用となった場合でも、春に再度新制度を申し込む必要があります（**未申請の場合、旧制度は無効となります**）。
- 非課税世帯でない場合や世帯の収入が支援の対象者の要件を満たしていない場合も申請する必要があります。
- 新制度のみを申請することは可能です。
- 令和6年4月入学の大学院生（学内進学含む）は申請期間が異なります（4ページを参照）。

申請期間

■令和6年4月15日(月)～4月19日(金)

■9時00分～12時00分, 13時00分～17時00分

※申請期間及び受付時間を厳守してください。

期間外、時間外は**受付できません**ので、ご注意ください。

※窓口の時間とは異なりますのでご注意ください。

申請方法

- 必要書類を準備する。
- 上記を申請期間中に提出場所へ提出する。
 - ※提出方法は、本人の「持参」のみです。
 - ※今回は授業料免除システムでの入力はできません。
様式に必要な事項を手書きで記載のうえ、提出していただきます。

必要書類

■しおりを**熟読の上**、ご準備ください。

①申請者**全員が提出**する書類

②所得に関する書類

→所得・収入のある方

③特別控除に関する書類

→特別控除を希望する方

④その他の書類

→該当者(給付型奨学金受給者、独立生計者)のみ

※申請者及び家族の状況によっては、提出する書類として記載のない種類の提出を求める場合があります。

①申請者全員が提出する書類1

■授業料免除願(原本)

→大学HPからダウンロード

注意点

- ・記入漏れに注意してください。
- ・本人及び**保護者の自署**が必要です。
- ・児童手当と児童扶養手当は異なります。
- ・記載漏れがないよう注意してください。
- ・後期申請時使用欄は前期の時には記載しないでください。

授業料免除願

令和 年 月 日

山口大学長 殿

_____ 学部・研究科

_____ 学科・課程・専攻 _____ 年

入学年月 _____ 年 _____ 月 学籍番号 _____

フリガナ
氏名 署名(自署) _____

保護者 【※独立生計者または留学生の場合は記入不要】
※保護者が自署すること
氏名 署名(自署) _____

このたび下記理由により令和5年度(前期 後期)の授業料を免除して
いただきたく、関係書類添付の上、お願いいたします。

記

理由 ※申請者本人が家族構成や家庭の事情を具体的に詳しく記入すること。

●留年・休学について、該当する場合はチェックを入れてください。
以下の理由により留年・休学をしたことがあります。(該当する事由に○)
(病氣・留学・大学院論文作成・その他: _____)

●申請者本人のアルバイトについて、該当するものにチェックを入れてください。
現在、アルバイトを 行っている(_____ 年 月~) (_____ 件) 行っていない

●児童扶養手当、遺族年金の受給状況について、該当するものにチェックを入れてください。
同一生計の家族の中に、児童扶養手当を受給している者が いる いない
同一生計の家族の中に、遺族年金を受給している者が いる いない

<後期授業料免除の申請時に使用する欄>
●令和5年度前期授業料免除(旧制度)の申請 行っている(受付番号: _____)
行っていない

※上記授業料免除の申請を行っている場合: 申請時点からの変更 あり なし
変更内容: _____ 7

①申請者全員が提出する書類3

■ 令和5年度の所得・課税証明書(原本)

→市区町村役場

注意点

- ・①所得の種類・金額、②住民税課税額の2点が記載されている証明書が必要です。
- ・本人を含む同一生計家族全員分が必要です。

※無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、非課税証明書を提出してください。

同一生計家族とは(例)



アパート(一人暮らし)
本人(父の扶養)

この場合、
本人、父、母、妹、弟、幼児の6人が
同一生計となります。

※同居しているかではなく、生計で判断してください。



実家

父、母、妹、弟、幼児
祖父母(別生計)
兄(新社会人=別生計)

②所得に関する書類

- 全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出する必要があります
(12～13ページを参照)。

注意点

- ・所得・課税証明書に記載のある所得・収入全てについて、源泉徴収票などの書類が必要です。
- ・TAやRA、兄弟姉妹のアルバイトも収入に該当します。

②所得に関する書類(参考)1

収入の状態		必要書類
給与所得	令和5年1月1日以前から同じ勤務先・同じ雇用形態	令和5年分源泉徴収票(写) ※パート、アルバイトは直近3ヵ月分の給与明細通知書(写)でも可。
	令和5年1月2日以降、新規に就職、または雇用形態の変更	「給与等支給(見込)証明書」(原本) ※パート、アルバイト等、賞与が支給されない雇用形態の方は直近3ヵ月分の給与明細通知書(写)でも可。
自営業(商・工・農林・水産業・不動産業等)所得	令和5年1月1日以前から同じ状況	令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写)
	令和5年1月2日以降に開業等がある	令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写) 上記に加えて、直近3ヵ月分の収入金額と必要経費を記した書類(様式任意)
雑所得(利子配当、一時所得等)		令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写)

②所得に関する書類(参考)2

次にあてはまる場合は該当書類を提出してください。

収入の状態	必要書類
失業給付金(雇用保険)を受給中	雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)
年金・恩給を受給中	令和5年分の年金等の源泉徴収票(写)
障がい年金・遺族年金を受給中	最新の「年金支払(振込)通知書」(写)または「年金改定通知書」(写)
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中	受給金額が記載された通知書(写)
傷病手当金を受給中	傷病手当金支給決定通知書(写)
生活保護を受給中	最新の生活保護決定(変更)通知書(写)
令和5年4月1日以降に退職した、 または退職金を受給した	「退職に関する証明書」(原本) 雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)
令和5年4月1日以降に学資負担者等が 死亡した、またはそれに関する臨時所得を受給した	死亡診断書(写)等、死亡が確認できる書類 「退職に関する証明書」(原本) 生命保険金等の支給証明書(写) 遺族年金の受給金額が記載された通知書(写)

③特別控除に関する書類

■希望する場合は、しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

【重要】注意点

- ・指定する期日までに提出がない場合は、**控除の対象と
しません**(申請自体が無効となるわけではありません)。
- ・**在学証明書及び授業料免除状況証明書**については、指定の様式を使用し、在籍する学校で 記入してもらってください。
- ・小学校、中学校、高校、山口大学に在学の場合、在学証明書の提出は不要です。

④その他の書類

■以下に該当する方は、必要書類があります。しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

- ・**給付型**奨学金受給者
- ・独立生計者

注意点

- ・常盤工業会、はばたこうなど1回きりの奨学金も含みます。
- ・貸与型(返還する必要がある)奨学金は提出不要です。
- ・日本人学生と外国人留学生では「生活状況申告書」の様式が異なります。

不足書類がある場合

■電話またはメールで依頼をします。

- ・山口大学公式メールアドレスの確認をお願いします。
- ・授業料免除担当の電話番号(083-933-5611)をご登録下さい。

■不足書類の提出がない場合、保護者宛に督促文書を送付します。

督促文書に記載している提出期限までに書類の提出がない場合は、**申請は無効**となります。

注意事項

- 申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、**免除の許可を取り消すことがあります。**
- 以下の場合、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
 - ・申請結果の通知より前に**休学・退学**する場合
 - ・申請者本人の**連絡先の変更**があった場合
 - ・申請書類提出後、**家計状況、家族状況に変更が生じた**場合 等

「家計状況」に変更がある場合の例

- 新規に就職した(※転職した場合も含みます)
- 退職した(※転職した場合も含みます)
- 失業給付金、傷病手当が支給開始となった
- 失業給付金、傷病手当の支給期間が終了した
- 年金が支給開始となったまたは支給されなくなった
- 児童扶養手当が支給開始となったまたは支給が終了した
- 学資負担者等が死亡した
- 災害を受けた

「家族状況」に変更がある場合の例

- 父母が離別した
- 兄弟姉妹が独立した（別生計となった）
- 兄弟姉妹が通学する学校が変更となった
（入学が決まった、進学に変更になった等）
- 兄弟姉妹が学校を退学した

留学等予定者

申請期間に留学等の予定があり、本人が申請することができない場合、事前にご相談ください。

※旅行、帰省などは留学等に含まれません。

※令和6年度後期申請期間は、8月以後の予定です。

問い合わせ先

山口大学

学生支援課学生サービス係

(共通教育棟本館1階9番窓口)

(対応時間) 9:00 ~ 17:00

(電話) 083-933-5611

(E-mail) ga113@yamaguchi-u.ac.jp

※申請期間外でも、お問い合わせ可能です。